

公共調達 of 適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考
定期刊行物 月刊社会保険労務士 年間11,100部	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小鹿 昌也 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成21年4月1日	全国社会保険労務士 会連合会 東京都中央区日本橋 本石町3-2-12	確実な納期を確保するためには出版社 以外に対応することが出来ないことから、 会計法第29条の3第4項に該当する ため	-	2,775,000	-	-	
定期刊行物 週刊行政施策 年間564部	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小鹿 昌也 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成21年4月1日	(株)保険六法新聞社 東京都豊島区東池袋 1-47-3	確実な納期を確保するためには出版社 以外に対応することが出来ないことから、 会計法第29条の3第4項に該当する ため	-	1,240,800	-	-	
自動車(タクシー)供給契約	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小鹿 昌也 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成21年4月1日	東京都個人タクシー協 同組合 東京都中野区弥生町 5-6-6	国の物品等又は特定役務の調達手続 の特例を定める政令第13条第1項第1 号に該当するため。	-	関東運輸局認可料 金	-	-	単価契約
自動車(タクシー)供給契約	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小鹿 昌也 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成21年4月1日	日個連東京都営業共 同組合 東京都豊島区巢鴨1- 9-1	国の物品等又は特定役務の調達手続 の特例を定める政令第13条第1項第1 号に該当するため。	-	関東運輸局認可料 金	-	-	単価契約

自動車(タクシー)供給契約	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小鹿 昌也 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成21年4月1日	東都タクシー無線協同 組合 東京都豊島区西池袋5 -13-13	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号に該当するため。	-	関東運輸局認可料 金	-	-	単価契約
自動車(タクシー)供給契約	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小鹿 昌也 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成21年4月1日	日の丸自動車株式会 社 東京都文京区後楽1- 1-8	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号に該当するため。	-	関東運輸局認可料 金	-	-	単価契約
自動車(タクシー)供給契約	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小鹿 昌也 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成21年4月1日	国際自動車株式会社 東京都港区赤坂2-1 7-22	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号に該当するため。	-	関東運輸局認可料 金	-	-	単価契約
平成21年度労働保険適用徴収システム電子申請機能におけるリモート監視業務	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小鹿 昌也 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成21年4月1日	株式会社エヌ・ティ ティ・データ 東京都江東区豊洲3 -3-3	一般競争入札による契約を行うためには、電子申請システムのプログラム設計書等を公開する必要があるが、プログラム設計書等全ての著作権は㈱エヌ・ティ・ティ・データに帰属しており、公開について同社の許諾が得られないため一般競争入札を行うにあたり必要な情報を公開することができない。よって会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため	-	21,373,065	-	-	

<p>労働保険電子申請サポートセンターの運用業務</p>	<p>支出負担行為担当官厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長 小鹿昌也 東京都千代田区霞が関1-2-2</p>	<p>平成21年4月1日</p>	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3</p>	<p>一般競争入札による契約を行うためには、電子申請システムのプログラム設計書等を公開する必要があるが、プログラム設計書等全ての著作権は㈱エヌ・ティ・ティ・データに帰属しており、公開について同社の許諾が得られないため一般競争入札を行うにあたり必要な情報を公開することができない。よって会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため</p>	<p>-</p>	<p>12,934,278</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>労働保険適用徴収システム技術支援（地方端末に係る技術支援契約に限る。）</p>	<p>支出負担行為担当官厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長 小鹿昌也 東京都千代田区霞が関1-2-2</p>	<p>平成21年4月1日</p>	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3</p>	<p>一般競争入札による契約を行うためには、システムのプログラム設計書等を公開する必要があるが、プログラム設計書等全ての著作権は㈱エヌ・ティ・ティ・データに帰属しており、公開について同社の許諾が得られないため一般競争入札を行うにあたり必要な情報を公開することができない。よって会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため</p>	<p>-</p>	<p>10,276,875</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>労働保険適用徴収システム技術支援業務（業務処理用電子計算機に係る技術支援業務に限る。）</p>	<p>支出負担行為担当官厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長 小鹿昌也 東京都千代田区霞が関1-2-2</p>	<p>平成21年4月1日</p>	<p>日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1</p>	<p>一般競争入札による契約を行うためには、システムのプログラム設計書等を公開する必要があるが、プログラム設計書等著作権は日本ユニシス㈱と国に帰属しており、その公開については日本ユニシス社の許諾が得られないため一般競争入札を行うにあたり必要な情報を公開することができない。よって会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため</p>	<p>-</p>	<p>20,412,000</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

<p>労働保険適用徴収システム運用支援業務</p>	<p>支出負担行為担当官厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長 小鹿昌也 東京都千代田区霞が関1-2-2</p>	<p>平成21年4月1日</p>	<p>日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1</p>	<p>一般競争入札による契約を行うためには、システムのプログラム設計書等を公開する必要があるが、プログラム設計書等著作権は日本ユニシス(株)と国に帰属しており、その公開については日本ユニシス社の許諾が得られないため一般競争入札を行うにあたり必要な情報を公開することができない。よって会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため</p>	<p>-</p>	<p>156,281,475</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>業務処理用電子計算機賃貸借</p>	<p>支出負担行為担当官厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長 小鹿昌也 東京都千代田区霞が関1-2-2</p>	<p>平成21年4月1日</p>	<p>日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1</p>	<p>一般競争入札を実施した結果、仮に日本ユニシス(株)製以外のホストコンピュータとなった場合、他社製のOS及びミドルウェアとの連絡を構築するためにはサブシステムを構成する全てのプログラムについて、確認・修正を行う必要が生じる。さらに、プログラム修正作業を行うためには、プログラムの構造を正確に分析する必要があり、設計書やプログラムコードについて使用・分析する必要があるが、プログラム製造契約上、設計書及びプログラムの著作権については国と日本ユニシス(株)の双方が有することとなっており、その公開については日本ユニシス(株)の許諾が必須である。しかし、日本ユニシス(株)は許諾しない意向を示しており、公開することができない。よって、ユニシス製以外の機種を導入することは著作権法の遵守及びシステムの安定稼働に支障が生じることから、会計法29条の3第4項に該当するため</p>	<p>-</p>	<p>1,043,660,862</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>労災勘定との連名契約</p>

公的個人認証サービス電子証明書失効情報の提供	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長 小鹿昌也 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	財団法人 自治体衛星通信機構 東京都港区虎ノ門5-12-1ワイコービル7階	本業務を行うに当たっては電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条の規定により、総務大臣の指定を受け、都道府県知事の委任を受けたものでなければならず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	2,000,000	2,000,000	-	-	
労働保険料の預金口座振替納付に係る手数料	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長 小鹿昌也 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	(社)全国地方銀行協会 東京都千代田区内神田3-1-2	口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	-	納付書・領収書・領収通知書の送付手数料として 1件につき63円	-	-	単価契約 1,982,421円 (見込額)
労働保険加入促進業務	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長 小鹿昌也 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	(社)全国労働保険事務組合連合会 東京都千代田区九段南4-8-8九段ポンピアンビル	企画競争により、参加機関から当該事業に係る企画書等を提出させ、選考委員会における審査の上、企画内容が最も優れている機関の見積額が国の予定経費の範囲内であることから、他に競争を許さないと認められ、会計法第29条の3第4項に該当するものである。	-	822,876,000	-	1者	
電子複写機保守	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長 小鹿昌也 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	富士ゼロックス(株) 東京都港区六本木3-1-1	動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため会計法29条の3第4項に該当するため	-	1~8,000枚 1枚あたり4,000円 8,001枚以上 1枚あたり2,500円	-	-	単価契約 1,755,494円 (見込額)
電子入札システム一式の賃貸借及び運用業務	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長 小鹿昌也 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	動作環境の互換性から開発業者以外には行うことができないものであるため、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	1,995,994	-	-	一般会計等と連名契約

労働保険関係相談対応事業	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小 鹿昌也 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成21年4月10日	全国社会保険労務士 会連合会 東京都中央区日本橋 本石町3-2-12	企画競争により、参加機関から当該事 業に係る企画書等を提出させ、選考委 員会における審査の上、企画内容が最 も優れている機関の見積額が国の予定 経費の範囲内であることから、他に競 争を許さないと認められ、会計法第29 条の3第4項に該当するものである。	-	71,685,600	-	-	
汎用申請・届出等省内処理シ ステム機能変更等業務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小 鹿昌也 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成21年5月7日	日本ユニシス(株) 東京都江東区豊洲1- 1-1	動作環境の互換性から開発業者以外 には行うことができないものであるた め、会計法第29条の3第4項に該当す るため。	-	2,094,221	-	-	5勘定連 名契約
雇用保険印紙 2,050,000枚の作成	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 小 鹿昌也 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成21年5月13日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2丁 目2-4	独立行政法人国立印刷局法第11条第 5号により印紙の印刷は(独)国立印刷 局が行うこととされており競争が存在し ないことから、会計法第29条の3第4項 に該当するため	-	2,641,015	-	-	
図書 労働保険事務組合事務担当者 必携(平成21年度版) 1. 420部	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 木 暮 康二 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成21年8月7日	社団法人 全国労働保 険事務組合連合会 東京都千代田区九段 南4-8-8九段ポンピ アビル	確実な納期を確保するためには出版社 以外に対応することが出来ないことか ら、会計法第29条の3第4項に該当す るため	-	4,473,000	-	1者	
労働保険適用徴収システムに 係る移行データ抽出作業(第3段 階)	支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 木 暮 康二 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成21年8月27日	株式会社エヌ・ティ ・データ 東京都江東区豊洲3 -3-3	本作業を一般競争入札に付する場合、 プログラム等を第三者に開示する必要 があるが、プログラム等に係る著作権 は株式会社エヌ・ティ・データに帰 属していることから、プログラム等の開 示に当たっては、同社の承諾が必要で ある。しかしながら同社はプログラム等 の開示に同意しかねる意思表示をして いるため、一般競争入札を行うに当たり 必要な情報を公開することが出来ない ことから、会計法第29条の3第4項及び 予算決算及び会計令102条の4第3号 に該当するため。	-	11,655,000	-	-	

<p>次期労働保険適用徴収システムにおける船員保険統合対応</p>	<p>支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 木暮 康二 東京都千代田区霞が関1-2-2</p>	<p>平成21年8月27日</p>	<p>日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1</p>	<p>本改修案件は次期システム全体を見直し、改修に必要な部分を特定した上で、新機能を組み込むものであるため、完成した次期システムを改修業者に示す必要があるが、次期システムは開発途中であるためこれが出来ない状況にある。また次期システム納品前に改修を行うとした場合、改修のためのシステム環境を改修業者に提供しなければならず、次期システム開発業者との契約にはシステム環境の提供がないため、契約変更が必要であるが、次期システム開発全体の責任を持つ開発業者に、品質維持のリスクとなるような対応を認めさせることは不可能である。上記の理由により本改修案件を問題なく遂行することが可能であるのは、開発業者である日本ユニシスであることから、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第2号に該当するため。</p>	<p>-</p>	<p>299,122,687</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>延滞金一括計算関連作業に伴うプログラム開発等</p>	<p>支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 木暮 康二 東京都千代田区霞が関1-2-2</p>	<p>平成21年10月5日</p>	<p>日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1</p>	<p>本改修作業を一般競争入札で行う場合、システムのプログラム等を第三者に開示することが必要であるが、システムで使用しているプログラム等に係る著作権は、厚生労働省と開発業者である日本ユニシス株式会社の双方に帰属している。そのため、他の業者にプログラム等を開示するには、同社の同意が必要となるが、同社はプログラム等の開示には同意しかねる意向を示しており、一般競争入札を行うにあたり必要な情報を公開することが出来ない。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。</p>	<p>-</p>	<p>40,464,900</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

<p>次期労働保険適用徴収システムにおける平成21年4月省令改正対応等に係る業務一式</p>	<p>支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 木暮 康二 東京都千代田区霞が関1-2-2</p>	<p>平成21年10月21日</p>	<p>日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1</p>	<p>本改修案件は次期システム全体を見直し、改修に必要な部分を特定した上で、新機能を組み込むものであるため、完成した次期システムを改修業者に示す必要があるが、次期システムは開発途中であるためこれが出来ない状況にある。また次期システム納品前に改修を行うとした場合、改修のためのシステム環境を改修業者に提供しなければならず、次期システム開発業者との契約にはシステム環境の提供がないため、契約変更が必要であるが、次期システム開発全体の責任を持つ開発業者に、品質維持のリスクとなるような対応を認めさせることは不可能である。上記の理由により本改修案件を問題なく遂行することが可能であるのは、開発業者である日本ユニシスであることから、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第2号に該当するため。</p>	<p>-</p>	<p>16,177,350</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>次期労働保険適用徴収システムにおけるマルチペイメントネットワーク接続試験対応業務</p>	<p>支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 木暮 康二 東京都千代田区霞が関1-2-2</p>	<p>平成21年10月30日</p>	<p>日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1</p>	<p>本対応を一般競争入札で行う場合には、設計・開発内容等の詳細を記述したドキュメント類の公開が必要となるが、次期システムは開発途中であり、設計・開発内容の詳細を記述したドキュメント類が十分に整備されていないことから、現時点では必要情報の全てを公開することが出来ない状況にあること。また、他者が行う場合には、設定変更を行うための次期システムの環境を受注者に提供しなければならないものの、日本ユニシスとの契約にはこの提供等がないため、契約変更が必要であるが、次期システム開発全体の責任を持つ日本ユニシスに、次期システムの品質維持のリスクとなるような対応を認めさせることは不可能であるといった問題が発生する。以上のことから、次期システムの確実な稼働を担保し、かつ、本対応を問題なく遂行することが可能であるのは開発業者である日本ユニシスのみであることから、会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号に該当するため。</p>	<p>-</p>	<p>1,953,000</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

<p>労働保険適用徴収システムに係る移行データ抽出作業(本番移行)</p>	<p>支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 木暮 康二 東京都千代田区霞が関1-2-2</p>	<p>平成21年11月2日</p>	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3</p>	<p>本作業を一般競争入札に付する場合、プログラム等を第三者に開示する必要があるが、プログラム等に係る著作権は株式会社エヌ・ティ・ティ・データに帰属していることから、プログラム等の開示に当たっては、同社の承諾が必要である。しかしながら同社はプログラム等の開示に同意しかねる意思表示をしているため、一般競争入札を行うに当たり必要な情報を公開することが出来ないことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。</p>	<p>-</p>	<p>10,198,125</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>労働保険適用徴収システムにおける法定納期補正対応</p>	<p>支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 木暮 康二 東京都千代田区霞が関1-2-2</p>	<p>平成21年12月1日</p>	<p>日本ユニシス(株) 東京都江東区豊洲1-1-1</p>	<p>本改修作業を一般競争入札で行う場合、システムのプログラム等を第三者に開示することが必要であるが、システムで使用しているプログラム等に係る著作権は、厚生労働省と開発業者である日本ユニシス株式会社の双方に帰属している。そのため、他の業者にプログラム等を開示するには、同社の同意が必要となるが、同社はプログラム等の開示には同意しかねる意向を示しており、一般競争入札を行うにあたり必要な情報を公開することが出来ない。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。</p>	<p>-</p>	<p>8,401,575</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

<p>次期労働保険適用徴収システムにおける延滞金料率変更対応等</p>	<p>支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 木暮 康二 東京都千代田区霞が関 1-2-2</p>	<p>平成21年12月1日</p>	<p>日本ユニシス(株) 東京都江東区豊洲1-1-1</p>	<p>本改修案件は次期システム全体を見直し、改修に必要な部分を特定した上で、新機能を組み込むものであるため、完成した次期システムを改修業者に示す必要があるが、次期システムは開発途中であるためこれが出来ない状況にある。また次期システム納品前に改修を行うとした場合、改修のためのシステム環境を改修業者に提供しなければならず、次期システム開発業者との契約にはシステム環境の提供がないため、契約変更が必要であるが、次期システム開発全体の責任を持つ開発業者に、品質維持のリスクとなるような対応を認めさせることは不可能である。上記の理由により本改修案件を問題なく遂行することが可能であるのは、開発業者である日本ユニシスであることから、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第2号に該当するため。</p>	<p>-</p>	<p>121,139,025</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
-------------------------------------	---	-------------------	------------------------------------	---	----------	--------------------	----------	----------	----------